⑭　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事､若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

⑮　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑯　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⑰　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。

⑱　詳細は入札説明書による。

⑲　本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyoto Yoshinaga Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Paving work of the Nightstay apron and others at N Area, Tokyo International Airport

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　26 February 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　10 April 2013 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　10 April 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月25日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　吉永　清人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京国際空港Ｃ滑走路南側延伸部遮水舗装等工事

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港東京国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港Ｃ滑走路南側延伸部の土工、撤去工、舗装工、排水工、ケーブルダクト工、付帯施設工､緑地工、仮設工および観測工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から平成26年３月28日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事であるとともに、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。(詳細は入札説明書による。)

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の申請を定期受付において行い、受理されている者で開札の時までに決定がなされる者であること。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること。

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）航空機離発着回数10万回／年以上の空港で、滑走路または誘導路のアスファルト舗装工を空港の供用中に施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下､「工事成績評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

ア）航空機離発着回数１万回／年以上の空港で、滑走路または誘導路のアスファルト舗装工を空港の供用中に施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による)